



生ごみ出しません袋を交付します

★環境推進課 ☎ 25- 1 1 7 2、支所環境産業課 ☎ 72- 1 3 3 4

「生ごみをごみ収集所に出さない」と宣言して、ごみ減量に協力する世帯に交付している『生ごみ出しません袋』の令和7年度分の申請を受け付けます。

対象 堆肥化するなど、生ごみを自家処理してごみの減量に取り組む世帯

交付枚数 ひと月当たり 10 枚（1 枚の容量は 15 ℓ）
使用条件

- ①生ごみ以外の可燃ごみを入れること
- ②交付枚数を使い切るまで、児玉郡市共通認定袋（燃えるごみ用）は使えません

申込 2月17日(月)から環境推進課、支所環境産業課に宣言書（窓口に用意）を提出

生ごみの減量にご協力を！～水分を減らせば、ごみ量も減る～

- 私たちが生活するなかで、どうしても出てしまうのが“生ごみ”。この生ごみを水分を含んだまま出すと、
- ・ごみ収集所が汚れる
- ・ごみの重量が増える（収集～運搬の負担が増える）
- ・ごみ処理場への負担(燃えにくい、二酸化炭素の増加)

といった、さまざまな問題を引き起こします。市HPでは、生ごみを減らすための方法を紹介しています。皆さんも挑戦してみませんか。



くみまち学校 環境講座

リサイクルと分別の大切さを学ぼう！

主催 (株)カインズ/キリンホールディングス(株)

★環境推進課 ☎ 25- 1 2 4 9

自治体の分別ルールをもとに分別体験を行います。
日時 3月15日(土) ①午前10時～11時30分、②午後1時～2時30分
会場 カインズ本庄早稲田店2階特設会場
講師 (株)カインズ社員
対象 小学4～6年生
※小学3年生以下も4年生以上のきょうだいと一緒にあれば参加可能。

費用 500円
定員 各16名(先着順)
申込 2月7日(金)から3月12日(水)正午までに右記コードから



※参加者には特典があります。詳しくは、申込時にサイトでご確認ください。

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
本庄南公民館 ※布類回収も実施。	2月8日(土) 3月8日(土)	午前9時～11時	佐久間さんち ☎22-9300
就労継続支援B型事業所 「佐久間さんち」(本庄高校北側)	随時受付		ポノポノ ☎23-2195
市役所及びアスパアこだまで行っていた、集団資源回収は終了しました。今後は拠点回収(右記コード参照)をご利用ください。			紙類の拠点回収 資源ごみの拠点回収

■令和6年11月分のごみの量(可燃・不燃・有害・粗大)
家庭系ごみ排出量 1,546.18t
1人1日当たり排出量約 671g
前年同月比 - 9g (-1.3%)
事業系ごみ排出量 522.97t
1人1日当たり排出量約 227g
前年同月比 -14g (-5.8%)

相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

市役所受付時間：午前8時30分～午後5時15分

相談名	相談日時など	会場	問い合わせ			
行政	2月20日(木)・3月13日(木) 午後1時～4時	市役所1階 市民相談室	市民課 ☎25-1113 ☎25-1112			
法律	2月5日(水)・12日(水)・26日(水) 午後1時～4時 ◎3月の相談日 <table border="1"> <tr> <td>弁護士による相談</td> <td>3月5日(水)・12日(水)・27日(水) 午後1時～4時 定員=各6名(先着順) ※27日の会場はアスパアこだま1階相談室</td> </tr> <tr> <td>司法書士による相談</td> <td>3月19日(水)・26日(水) 午後1時～4時 定員=各6名(先着順)</td> </tr> </table>	弁護士による相談	3月5日(水)・12日(水)・27日(水) 午後1時～4時 定員=各6名(先着順) ※27日の会場はアスパアこだま1階相談室	司法書士による相談	3月19日(水)・26日(水) 午後1時～4時 定員=各6名(先着順)	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談は予約制 3月の相談予約は、2月20日(木)から受付開始します(先着順。受付開始日は電話予約のみ)。 同月に同じ相談を複数申し込みすることはできません。
弁護士による相談	3月5日(水)・12日(水)・27日(水) 午後1時～4時 定員=各6名(先着順) ※27日の会場はアスパアこだま1階相談室					
司法書士による相談	3月19日(水)・26日(水) 午後1時～4時 定員=各6名(先着順)					
労働法律	2月19日(水) 午後1時～4時 定員=6名(先着順) 相談員=弁護士		各種相談日 ※休日等により、変更になる場合があります。 ●行政相談 毎月第3木曜日 ●法律相談 ・弁護士 毎月第1・2水曜日 ※奇数月第4木曜日(児玉会場) ・司法書士 毎月第3・4水曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ) ●労働法律相談(弁護士) 5・8・11・2月の第3水曜日 ●不動産相談 毎月第2金曜日 ●年金・労働相談 偶数月第2木曜日 ●税務相談 毎月第2火曜日			
不動産	2月14日(金)・3月14日(金) 午後1時～4時 相談員=宅地建物取引士					
年金・労働	2月13日(水) 午後1時～4時 相談員=社会保険労務士					
税務	2月4日(水)・3月11日(水) 午後1時～4時 相談員=税理士					
消費生活	毎週月・水・木・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分 毎週火・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分	市役所4階 商工観光課 上里町役場2階 産業振興課	商工観光課 ☎25-1175 上里町役場産業振興課 ☎35-1232			
人権	2月25日(水)・3月25日(水) 午後1時～4時 2月10日(月)・3月11日(水) 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 アスパアこだま2階 会議室B	市民活動推進課 ☎25-1118			
DV・女性	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25-1144			
家庭児童	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時	市役所2階 子育て家庭センター	こども家庭センター ☎25-1129(家庭児童相談室)			
教育(不登校等)	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時30分～午後2時45分	ふれあい教室(早稲田大学本庄キャンパス90-3号館)	教育支援センター ☎080-8474-2091			
教育(いじめ等)	毎週水曜日(休日を除く) 電話相談：午後1時30分～5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付	本庄ガスECOはにぼんプラザ	子どもの心の相談員 ☎080-8494-1609			
ひきこもり相談	毎週月曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時	市役所1階生活支援課	生活支援課 ☎25-1197			
心配ごと	2月10日(月)・3月10日(月)・24日(月) 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎21-8976へ 2月3日(月)・3月3日(月) 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)	本庄ガスECOはにぼんプラザ2階 活動室C アスパアこだま1階 会議室	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755 本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎73-1237			
成年後見	成年後見相談員、アドバイザー(弁護士・司法書士)による相談 2月25日(水)・3月11日(水)・25日(水) 午後1時～4時 ※前月初日(休日を除く)から先着順で当日午後2時まで受付(受付開始日は電話予約のみ) 成年後見サポートセンター職員による相談(電話・面談) 毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	本庄ガスECOはにぼんプラザ2階 活動室C 本庄市社会福祉協議会	本庄市成年後見サポートセンター 本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755			
高齢者談	休日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※各地域包括支援センターが担当する地域は、おおむね中学校区域	本庄西地域包括支援センター(銀座1-1-1) 本庄東地域包括支援センター(本庄3-1-21) 本庄南地域包括支援センター(今井1251-1) 児玉地域包括支援センター(児玉町金屋1302-1)	本庄市社会福祉協議会 ☎22-7088 安誠園 ☎22-6262 シャローム ☎23-9580 ☎73-1545			
若者就労相談(15歳～49歳)	毎週月～金曜日、第4土曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時に事前予約	深谷若者サポートステーション(深谷市西島4-2-61ウエストビル2階)	☎048-577-4727			

※感染症の拡大を防止するため、中止となる場合がありますのでご了承ください。